「地方公共団体の財政の健全化に関する法 律 | 第3条第1項および第22条第1項の規定 により、令和元年度(2019年度)決算に基づ く健全化判断比率と資金不足比率を公表しま す。

令和元年度(2019年度)においても 町の財政の判断指標の評価は「健全」

しかし、地方交付税などの依存によるところ が大きいため、今後はさらなる自主財源の確保 に努める必要があるほか、引き続き無駄のない 財政運営が求められます。

有田川町の現状

実質赤字比率

般会計などの実質赤字 標準財政規模に対する

(2019年度)

合を

示す指標。

令和元年度 決算では、

0

問財務課(吉備庁舎)

間の

クするための指標です。 財政が健全かどうかをチェッ 比率」は、地方公共団体の

なります。 それぞれの計画に従って、 た場合は「財政健全化計画 えて「早期健全化団体」になっ 基準(イエローカード)を超 経営健全化計画」 の健全化に取り組むことに 率について、 ⑤の基準を超えた場合は 「早期健全化 を策定し、 財

になった場合は められます。 による確実な財政の再生 態である「財政再生団体 カード) また、財政再生基準 を策定し、国や県の関与 を超え、 「財政再生計 財政破綻 (レ ッ 一が求

健全か否かの指標

表に記載している①~④の 健全化判断比率」「資金不

③ 実質公債費比率

般会計などが負担するすべて 金 公債費(借入金の元利償還 の水準を測る指標で、

有田川町の健全化比率など (単位:%)

	令和元年度 (2019 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
①実質赤字比率	_	_	13.36	20.00
②連結実質赤字比率	_	_	18.36	30.00
③実質公債費比率	13.4	12.6	25.00	35.00
④将来負担比率	—	8.6	350.00	
⑤資金不足比率	_	_	20.00	

※比率が発生していない場合は「一」と記載しています。

を実施し、地方債残高が減少

銀行等資金の繰り上げ償

字額はありません。 実質収支額が黒字のため、

赤

②連結実質赤字比

と同様、赤字額はありません。 に対する割合を示す指標。 の実質赤字額の標準財政規模 企業会計を含めた全ての会計 般会計などに加え、 (1)

債の元利償還金が増加傾向に

や公共下水道事業に係る地 るが、緊急防災・減災事業債 起債を中心として発行してい

4 将来負担比率

ント上がりました。

あるため、

比率が0

8ポイ

指標。 財政規模に対する割合を示す 担すべき実質的な負債の標準 セクターなどを含めた負債 域連合・土地開発公社・ 企業会計・一部事務組合・ 般会計などに加え、 般会計などが将来負 第三 広

⑤資金不足比率

高の抑制が必要です。

事業の実施によって地方債残

んでしたが、今後も計画的な したことで比率が発生しませ

足が生じていません。 全ての公営企業会計に資金不 の事業規模に対する比率。 完元年度 公営企業会計の資金不足 (2019年度) 額 模に対する比率 の会計の公債費の標準財政

交付税算入率の高い

有

利

規